

## 第12章 事後調査の計画

### 12.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

#### (1) 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表12.1-1に示すとおりである。

表 12.1-1 事後調査項目の選定結果

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	事後調査項目選定結果
大気質	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
騒音・低周波音	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
振動	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○
悪臭	存在・供用時	施設の稼働	○
水質	工事中	造成等の工事	○
地下水	工事中	造成等の工事	○
土壤	工事中	造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
動物	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の存在	○
植物	工事中	造成等の工事	×
	存在・供用時	施設の存在	○
生態系	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
		造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の存在	○
景観	存在・供用時	施設の存在	○
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働	×
		資材運搬等の車両の走行	×
	存在・供用時	施設の存在	×
		施設の稼働	×
日照阻害	存在・供用時	施設の存在	×
電波障害	存在・供用時	施設の存在	×
廃棄物等	工事中	造成等の工事	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	○
		資材運搬等の車両の走行	○
	存在・供用時	施設の稼働	○
		廃棄物運搬車両等の走行	○

注)「○」は事後調査項目に選定することを、「×」は事後調査項目から除外することを表す。

## (2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由については、表 12.1-2 に示すとおりである。

表 12.1-2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目	影響要因の区分	環境影響要因	除外する理由
大気質	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	粉じんについては、環境保全措置を徹底することにより、周辺への影響は極めて小さいと予測された。 このため、工事の実施による粉じんの影響については、事後調査項目から除外する。
植物	工事中	造成等の工事	保全すべき種への影響は極めて小さいと予測された。 このため、工事の実施による植物への影響については、事後調査項目から除外する。
自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場は、対象事業実施区域から約 200m 以上離れており、変更等の直接的な影響ではなく、工事の実施に伴う大気質、騒音及び振動等の他項目における影響、並びに存在・供用に伴う大気質、騒音及び振動等の他項目における影響は、環境保全目標との整合が図られており、自然とのふれあいの場への影響は小さいと予測された。また、工事の実施時における資材運搬等の車両の走行に伴う利用者への影響については、利用者の走行ルートの一部で重複し、交通量を増加させるものの、増加率は約 10% 以下と小さく、大気質、騒音、振動等の他の項目における影響は、環境保全目標に適合しており、影響は小さいと予測された。
	存在・供用時	施設の存在 施設の稼働	このため、工事の実施及び施設の存在による自然とのふれあいの場への影響については、事後調査項目から除外する。
日照阻害	存在・供用時	施設の存在	日照阻害の予測手法は精度が確保されていること、また、施設の存在によって周辺地域に生じる日照阻害は、現況の影響範囲から大きく変わることはなく、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例で規定された日影時間を超える場所は、市有地のテニスコート等の空き地や綾瀬川堤防等の範囲内に限定されると予測された。 このため、施設の存在による日照阻害の影響については、事後調査項目から除外する。
電波障害	存在・供用時	施設の存在	電波障害の予測手法は精度が確保されていること、また、施設の存在に伴う電波障害の遮へい障害範囲は、対象事業実施区域の北側及び東側に生じるもの、市有地のテニスコート等の空き地や綾瀬川堤防等の範囲内に限定されるとともに、反射障害は発生しないと予測された。 このため、施設の存在による電波障害の影響については、事後調査項目から除外する。

## 12.2 事後調査の方法等

### 12.2.1 調査内容

#### (1) 大気質

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う大気質の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 12.2-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-1(1) 事後調査の内容（工事中における大気質への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	環境大気の状況 (二酸化窒素)	建設機械の稼働による影響が最大と想定される時期 (7日間連続)	対象事業実施区域及び周辺地域 4 地点 (現地調査地点に同じ (図 12.2-1(1) 参照))	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法
	地上気象 (風向・風速)		対象事業実施区域内 1 地点 (現地調査地点に同じ (図 12.2-1(1) 参照))	「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象庁)に定める方法
	環境大気の状況 (アスベスト)	解体工事が実施される期間に 1 回	施工区画周辺の 4 地点	「アスベストモニタリングマニュアル(第 4.1 版)」(平成 29 年、環境省)に定める方法
資材運搬等の車両の走行	沿道大気の状況 (二酸化窒素)	資材運搬等の車両の走行による影響が最大と想定される時期 (7日間連続)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点 (現地調査地点に同じ (図 12.2-1(1) 参照))	「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)に定める方法

表 12.2-1(2) 事後調査の内容（存在・供用時における大気質への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	環境大気の状況 (二酸化窒素、 二酸化硫黄、 浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 塩化水素、ダイオ キシン類、水銀、 浮遊粉じん)	施設の稼働が定 常状態となる時 期  (新施設と既存施 設(西棟)の同時稼 働時、並びに新施 設の単独稼働時の それぞれ四季×7 日間連続)	対象事業実施区 域及び周辺地域 4 地点  (現地調査地点 に同じ(図 12.2- 1(1)参照))	「二酸化窒素に係る環境基 準について」(昭和 53 年環 境庁告示第 38 号)、「大気 の汚染に係る環境基準につ いて」(昭和 48 年環境庁告 示第 25、35 号)、「微小粒 子状物質による大気の汚染 に係る環境基準について」 (平成 21 年環境省告示第 33 号)、「大気汚染物質測定法 指針」(昭和 63 年、環境庁)、 「ダイオキシン類による大 気の汚染、水質の汚濁(水底 の底質の汚染を含む。)及び 土壤の汚染に係る環境基準」 (平成 11 年環境庁告示第 68 号)、「有害大気汚染物質測 定方法マニュアル」(平成 31 年、環境省)、「JIS Z 8814 ロウボリュームエアサンプ ラ及びロウボリュームエア サンプラによる空気中浮遊 粉じん測定方法」に定める方 法
	地上気象 (風向・風速)		対象事業実施区 域内 1 地点  (現地調査地点 に同じ(図 12.2- 1(1)参照))	「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象庁)及び「環境大 気常時監視マニュアル第 4 版」に定める方法
廃棄物運搬 車両等の走 行	沿道大気の状況 (二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 炭化水素)	施設の稼働が定 常状態となる時 期  (新施設と既存施 設(西棟)の同時稼 働時、並びに新施 設の単独稼働時の それぞれ四季×7 日間連続)	廃棄物運搬車両 等の主要な走行 経路上の 3 地点  (現地調査地点 に同じ(図 12.2- 1(1)参照))	「二酸化窒素に係る環境基 準について」(昭和 53 年環 境庁告示第 38 号)、「大気 の汚染に係る環境基準につ いて」(昭和 48 年環境庁告 示第 25、35 号)、「環境大 気中の鉛・炭化水素の測定に ついて」(昭和 52 年環大企 第 61 号)に定める方法

## (2) 騒音・低周波音

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う騒音・低周波音の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12. 2-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 12. 2-2(1) 事後調査の内容（工事中における騒音の影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	建設作業騒音 (環境騒音)	建設機械の稼働による影響が最大と想定される時期 (平日 8～18 時連続)	対象事業実施区城敷地境界 4 地点及び周辺地域 1 地点（現地調査地点に同じ（図 12. 2-1(2) 参照））	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に定める方法
資材運搬等の車両の走行	道路交通騒音 道路交通の状況 (交通量、走行速度)	資材運搬等の車両の走行による影響が最大と想定される時期 (平日 6～22 時連続)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点（現地調査地点に同じ（図 12. 2-1(3) 参照））	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定める方法 交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車、塵芥車）・方向別にカウンターにて計数する方法（資材運搬車両等の車両は区別する） 走行速度は、1 時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法

表 12.2-2(2) 事後調査の内容（存在・供用時における騒音の影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	工場騒音（環境騒音） 低周波音	施設の稼働が定常状態となる時期 (新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ平日・休日の24時間連続)	対象事業実施区域敷地境界4地点及び周辺地域4地点 (現地調査地点に同じ(図12.2-1(2)参照))	「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号)、「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年、環境庁)に定める方法
廃棄物運搬車両等の走行	道路交通騒音 道路交通の状況(交通量、走行速度)	施設の稼働が定常状態となる時期 (新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ平日6時～22時連続)	廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の3地点 (現地調査地点に同じ(図12.2-1(3)参照))	「騒音に係る環境基準について」(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法 交通量は、車種別(大型車、小型車、自動二輪車、塵芥車)・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法

### (3) 振動

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う振動の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は表 12.2-3(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-3(1) 事後調査の内容（工事中における振動の影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働	建設作業振動	建設機械の稼働による影響が最大と想定される時期 (平日 8～18 時連続)	対象事業実施区域敷地境界 4 地点 (現地調査地点に同じ (図 12.2-1(2) 参照))	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号) に定める方法 交通量は、車種別 (大型車、小型車、自動二輪車、塵芥車)・方向別にカウンターにて計数する方法 (資材運搬車両等の車両は区別する)
資材運搬等の車両の走行	道路交通振動 道路交通の状況 (交通量、走行速度)	資材運搬等の車両の走行による影響が最大と想定される時期 (平日 7～19 時連続)	資材運搬等の車両の主要な走行経路上の 3 地点 (現地調査地点に同じ (図 12.2-1(3) 参照))	走行速度は、1 時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法

表 12.2-3(2) 事後調査の内容（存在・供用時における振動の影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	工場振動（環境振動）	施設の稼働が定常状態となる時期 (新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ平日・休日の24時間連続)	対象事業実施区域敷地境界4地点及び周辺地域4地点（現地調査地点に同じ（図12.2-1(2)参照））	「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）に定める方法
廃棄物運搬車両等の走行	道路交通振動 道路交通の状況（交通量、走行速度）	施設の稼働が定常状態となる時期 (新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ平日7時～19時連続)	廃棄物運搬車両等の主要な走行経路上の3地点（現地調査地点に同じ（図12.2-1(3)参照））	「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める方法 交通量は、車種別（大型車、小型車、自動二輪車、塵芥車）・方向別にカウンターにて計数する方法 走行速度は、1時間毎に一定区間を通過する時間をストップウォッチで計時する方法

#### (4) 悪臭

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時における施設の稼働に伴う悪臭の状況について事後調査を実施する。また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は表 12. 2-4 に示すとおりである。

表 12. 2-4 事後調査の内容（存在・供用時における悪臭の影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	特定悪臭物質 22 物質 臭気指数	施設の稼働が定常状態となる時期 (新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ 夏季及び冬季 各 1 回)	対象事業実施区域敷地境界(風上・風下)及び周辺地域 4 地点 (現地調査に同じ(図 12. 2-1(4) 参照))	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環境庁告示第 9 号)、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示第 63 号)及び「埼玉県生活環境保全条例施行規則別表 14 備考三の規定に基づく悪臭の測定方法」(平成 14 年埼玉県告示第 604 号)に定める方法

#### (5) 水質

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事に伴う水質の状況等について事後調査を実施する。また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12. 2-5 に示すとおりである。

表 12. 2-5 事後調査の内容（工事中における水質への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
造成等の工事	浮遊物質量 流量	造成等の工事期間中において、濁水の発生が想定される降雨時 毎年 1 回	仮設沈砂槽等からの排水口(公共用水域への放流地点)及び綾瀬川の排水路合流地点上流側(現地調査地点に同じ(図 12. 2-1(5) 参照))	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

## (6) 地下水

本事業における予測において、対象事業実施区域内に埋設廃棄物層が確認されており、不確実性を伴うため、工事中の影響の程度を把握し、影響が生じた際には、迅速な対応を取ることを目的として、工事中における造成等の工事に伴う地下水の水質の状況等について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 12. 2-6 に示すとおりである。

表 12. 2-6 事後調査の内容（工事中における地下水への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
造成等の工事	地下水の水質の状況（環境基準項目、ダイオキシン類）	造成等の工事のうち、掘削作業を伴う工事の実施期間中、四季毎に各 1 回  注）採水作業は、工事の実施時間帯に実施し、特に綾瀬川の満潮時間帯を避ける。	対象事業実施区域敷地境界の地下水の流向の上流側及び下流側の計 2 地点  (現地調査地点と同じ既設の観測孔（図 12. 2-1(5) 参照）)	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定める方法
	地下水の水位			手測りによる方法

## (7) 土壤

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の稼働に伴う土壤の状況について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12. 2-7(1)～(2)に示すとおりである。

表 12. 2-7(1) 事後調査の内容（工事中における土壤への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
造成等の工事	土壤の状況 (掘削残土 (廃棄物含有) の運搬、処分状況)	掘削残土の搬出 時期の期間中	対象事業実施区域 内、最終処分場及び その間の運搬経路	掘削残土(廃棄物含有) の運搬、処分等に係る マニフェストを整理 し、掘削残土(廃棄物 含有)が適正に運搬、 処分等がなされたのか 確認する。

表 12. 2-7(2) 事後調査の内容（存在・供用時における土壤への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	土壤の状況 (ダイオキシン類)	施設の稼働が定常状態となる時期 (新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ各1回)	対象事業実施区域 周辺地域 4 地点 (現地調査に同じ (図 12. 2-1(6) 参照))	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壤の汚染に係る環境基準」 (平成 11 年環境庁告示第 68 号)に定める方法

## (8) 動物

本事業における予測において、工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の存在に伴う動物への影響がない、もしくは極めて小さいと予測された種以外の保全すべき種（チュウサギ、コサギ等の鳥類18種、カナヘビ等爬虫類3種、アズマヒキガエル等両生類2種、クマコオロギ及びオナガササキリ等昆虫類6種）については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12.2-8(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-8(1) 事後調査の内容（工事中における動物への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	・保全すべき種の生息状況及び生息環境の状況（鳥類18種、爬虫類3種、両生類2種、昆虫類6種）	造成等の工事の最盛期の1年間に、保全すべき種毎に、調査がしやすい時期（年間4回程度。ただし、チョウゲンボウは繁殖時期（2月～7月）の毎月1回、計6回とする。）	対象事業実施区域及び周辺約200mの範囲を基本とし、綾瀬の森（通称）を含めた範囲（図 12.2-1(7)参照）  注）工事作業範囲内は調査対象外とする。	任意観察法（直接観察法）を基本とし、鳥類についてはラインセンサス及びポイントセンサスも合わせて実施する。

表 12.2-8(2) 事後調査の内容（存在・供用時における動物への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	・保全すべき種の生息状況及び生息環境の状況（鳥類18種、爬虫類3種、両生類2種、昆虫類6種）	新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれにおいて、保全すべき種毎に、調査がしやすい時期（年間4回程度。ただし、チョウゲンボウは繁殖時期（2月～7月）の毎月1回、計6回とする。）	対象事業実施区域及び周辺約200mの範囲を基本とし、綾瀬の森（通称）を含めた範囲（図 12.2-1(7)参照）	任意観察法（直接観察法）を基本とし、鳥類についてはラインセンサス及びポイントセンサスも合わせて実施する。  特に、対象事業実施区域内の緑地整備の状況については、植物の調査結果と合わせて整理する。

## (9) 植物

本事業における予測において、工事中における造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の存在に伴う保全すべき種への影響は極めて小さいと予測されたものの、緑の量についての予測、動物及び生態系に係る環境保全措置として実施する緑地整備の状況に対しては不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時において、緑地整備の状況及び緑の量の状況について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12.2-9 に示すとおりである。

表 12.2-9 事後調査の内容（存在・供用時における植物への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地整備の状況（植物相、植生、樹木の生育状況）</li> <li>・緑の量（緑視率）</li> </ul>	<p>新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれにおいて、下記の調査項目が確認しやすい時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物相…春季、夏季及び秋季</li> <li>・植生…夏季</li> <li>・樹木の生育状況…夏季</li> <li>・緑の量（緑視率）…夏季</li> </ul>	<p>・緑地整備の状況は、対象事業実施区域内の緑地整備の範囲とし、緑の量（緑視率）は、現地調査地点の No.1 及び No.2（図 12.2-1(7) 参照）とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物相…任意観察による。</li> <li>・植生…コドラー調査による。</li> <li>・樹木の生育状況…目視観察による毎木調査を実施する。</li> <li>・緑の量（緑視率）…写真撮影を実施し、画面上の緑の割合を算出する。</li> </ul>

## (10) 生態系

本事業における予測において、工事中における建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行及び造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の存在に伴う生態系への影響がない、もしくは極めて小さいと予測された種以外の注目種については、予測結果あるいは環境保全措置に不確実性が残ることから、影響の程度を把握することを目的として、工事中及び存在・供用時における生態系の状況について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12.2-10(1)～(2)に示すとおりである。

表 12.2-10(1) 事後調査の内容（工事中における生態系への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	注目種の状況 (生息状況及び生息環境)  注) 調査対象とする注目種… ホンドタヌキ チョウゲンボウ カワセミ カナヘビ アマガエル	造成等の工事の最盛期の 1 年間に、注目種毎に、調査がしやすい時期 (年間 4 回程度。ただし、チョウゲンボウは繁殖時期(2 月～7 月)の毎月 1 回、計 6 回とする。)	対象事業実施区域及び周辺約 200 m の範囲を基本とし、綾瀬の森(通称)を含めた範囲(図 12.2-1(7)参照)  注) 工事作業範囲内は調査対象外とする。	任意観察法(直接観察法)を基本とし、チョウゲンボウについては、ポイントセンサスも合わせて実施する。

表 12.2-10(2) 事後調査の内容（存在・供用時における生態系への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	注目種の状況(生息状況及び生息環境)  注) 調査対象とする注目種… ホンドタヌキ チョウゲンボウ カワセミ カナヘビ アマガエル	新施設と既存施設(西棟)の同時稼働時、新施設の単独稼働時のそれぞれにおいて、注目種毎に、調査がしやすい時期 (年間 4 回程度。ただし、チョウゲンボウは繁殖時期(2 月～7 月)の毎月 1 回、計 6 回とする。)	対象事業実施区域及び周辺約 200 m の範囲を基本とし、綾瀬の森(通称)を含めた範囲(図 12.2-1(7)参照)	任意観察法(直接観察法)による。  特に、対象事業実施区域内の緑地整備の状況については、植物の調査結果と合わせて整理する。

## (11) 景観

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、存在・供用時における施設の存在に伴う景観の状況について事後調査を実施する。また、環境保全措置の実施状況について、現地確認及び関係資料の整理により確認する。事後調査の内容は、表 12. 2-11 に示すとおりである。

表 12. 2-11 事後調査の内容（存在・供用時における景観への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の存在	景観の状況 (眺望景観)	新施設完成後 (夏季1回)	対象事業実施区域周辺5地点（現地調査地点に同じ（図 12. 2-1(8) 参照））	写真撮影による方法

## (12) 廃棄物等

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における造成等の工事、並びに存在・供用時における施設の稼働に伴う廃棄物等の状況について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 12. 2-12(1)～(2) に示すとおりである。

表 12. 2-12(1) 事後調査の内容（工事中における廃棄物等の影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
造成等の工事	廃棄物等の状況 (金属くず等の廃棄物及び残土の発生量・排出量、リサイクル率)	工事の実施期間中	対象事業実施区域内	工事の実施状況、廃棄物等の処理実績の把握・集計による方法

表 12. 2-12(2) 事後調査の内容（存在・供用時における廃棄物等の影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働	廃棄物等の状況 (焼却灰及び飛灰の排出量、処理・処分方法)	施設の稼働が定常状態となる時期 (新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ 1年間)	対象事業実施区域内	施設の運転記録、廃棄物等の処理実績の把握・集計による方法

### (13) 温室効果ガス等

本事業における予測において、不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、工事中における建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行、並びに存在・供用時における施設の稼働及び廃棄物運搬車両等の走行に伴う温室効果ガス等の状況について事後調査を実施する。

また、環境保全措置の実施状況について、関係資料の整理により確認する。

事後調査の内容は、表 12. 2-13(1)～(2)に示すとおりである。

表 12. 2-13(1) 事後調査の内容（工事中における温室効果ガス等への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	温室効果ガス等( $\text{CO}_2$ 等の排出量)	工事の実施期間中	対象事業実施区域及び周辺	工事の実施状況等の記録により燃料使用量、建設機械・資材運搬等の種類・台数、作業時間数等を把握し、 $\text{CO}_2$ 等の排出量を算定する方法

表 12. 2-13(2) 事後調査の内容（存在・供用時における温室効果ガス等への影響）

環境影響要因	調査項目	調査期間・頻度	調査地点	調査方法
施設の稼働、廃棄物運搬車両等の走行	温室効果ガス等( $\text{CO}_2$ 等の排出量)	施設の稼働が正常状態となる時期 (新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時、並びに新施設の単独稼働時のそれぞれ1年間)	対象事業実施区域及び周辺	施設の稼働状況等の記録により電力消費量、燃料使用量及び廃棄物焼却処理量、廃棄物発電量、余熱供給量等を把握し、 $\text{CO}_2$ 等の排出量を算定する方法

### (14) 事後調査の調査地点

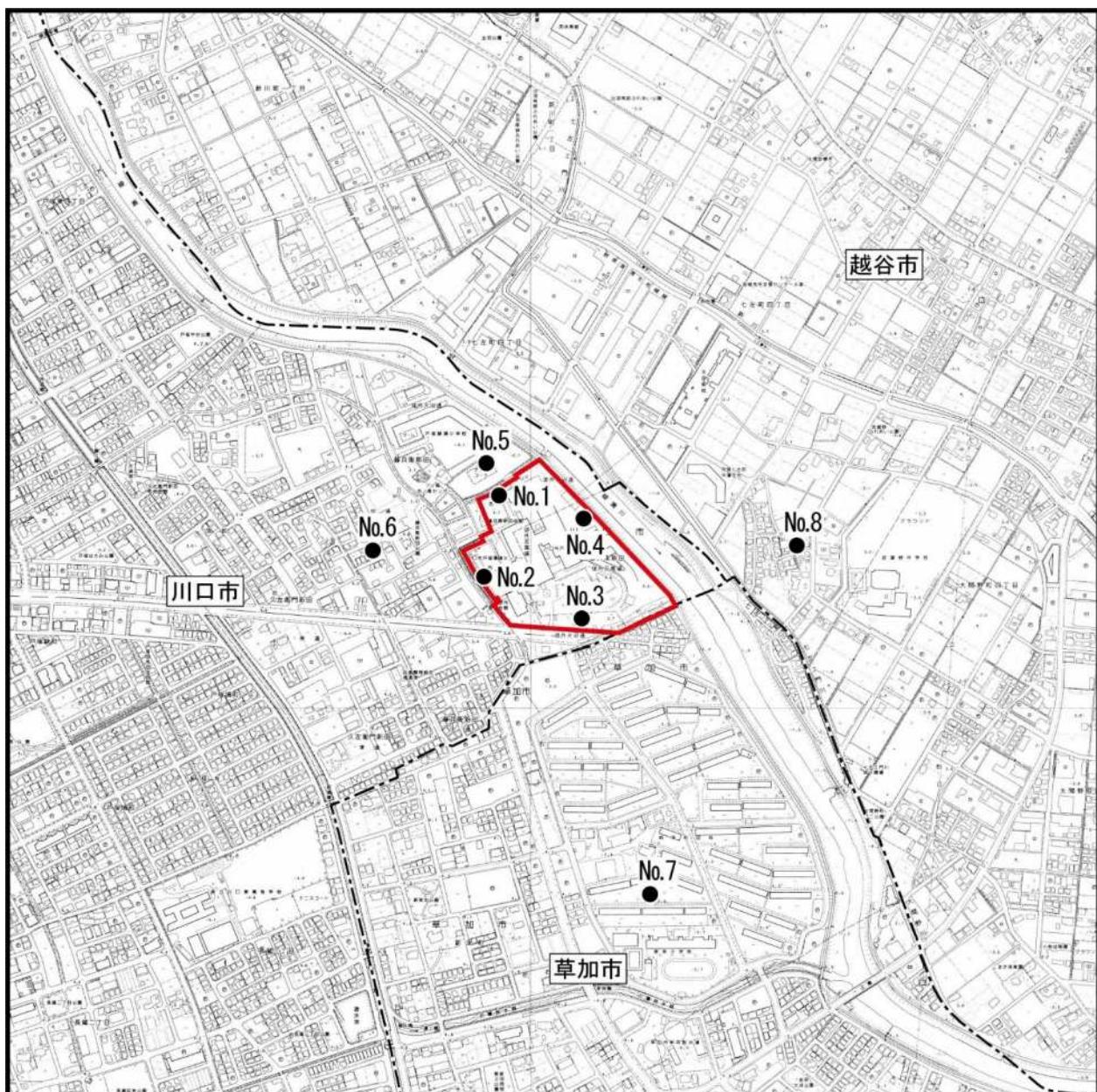
事後調査を実施する大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、地下水、土壤、動物、植物、生態系、景観、廃棄物等及び温室効果ガス等の調査地点は図 12. 2-1(1)～(8)に示すとおりである。

### (15) 事後調査の工程

本事業の実施にあたり、調査を予定する事後調査の工程を表 12. 2-14 に示す。



図 12.2-1(1) 事後調査地点図（大気質、気象）



■ : 対象事業実施区域

---- : 市界

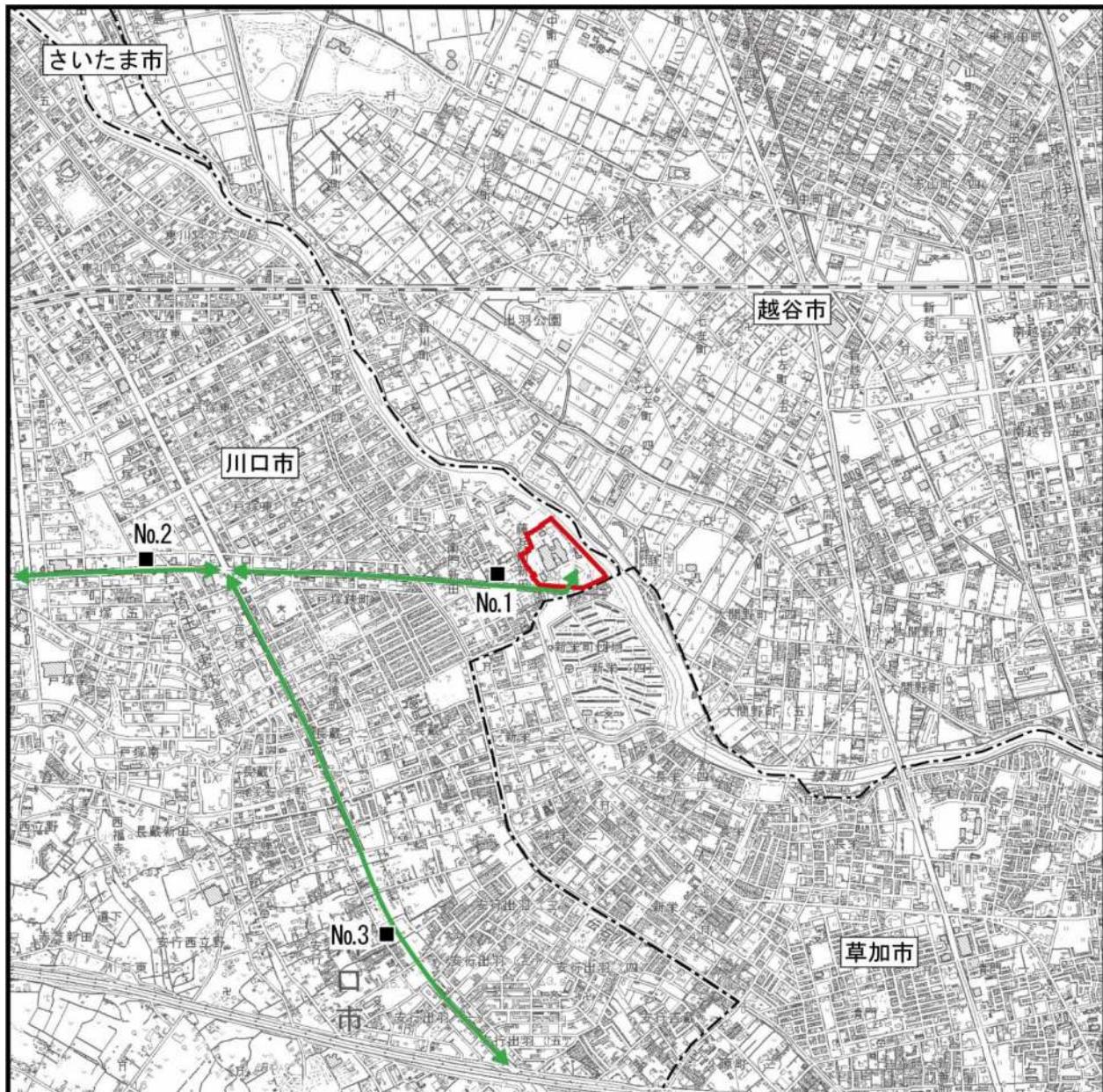
● : 騒音、振動調査地点  
(建設機械の稼働 : No.1 ~ No.5)      ※建設機械の稼働の振動調査は、No.1~No.4とする。

● : 騒音、低周波音、振動調査地点  
(施設の稼働 : No.1 ~ No.8)



0 100 200m  
1/10,000

図 12.2-1(2) 事後調査地点図（騒音・低周波音、振動）



■ : 対象事業実施区域

----- : 市界

■ : 騒音、振動、交通量等調査地点  
(資材運搬等の車両の走行、廃棄物運搬車両等の走行 : No.1 ~ No.3)

↔ : 資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両等  
の主要な走行ルート



0 250 500m  
1/25,000

図 12.2-1(3) 事後調査地点図（騒音、振動）

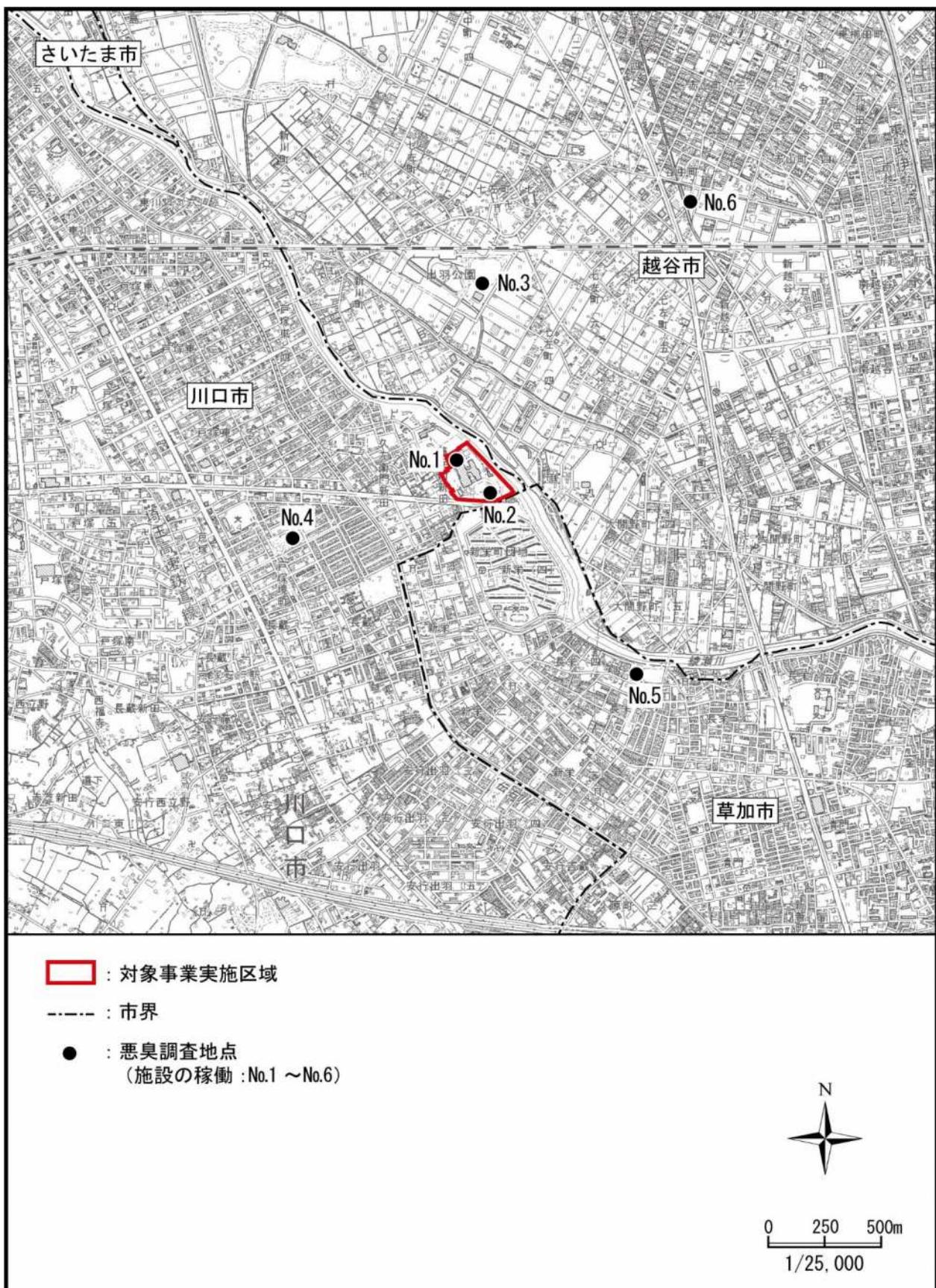
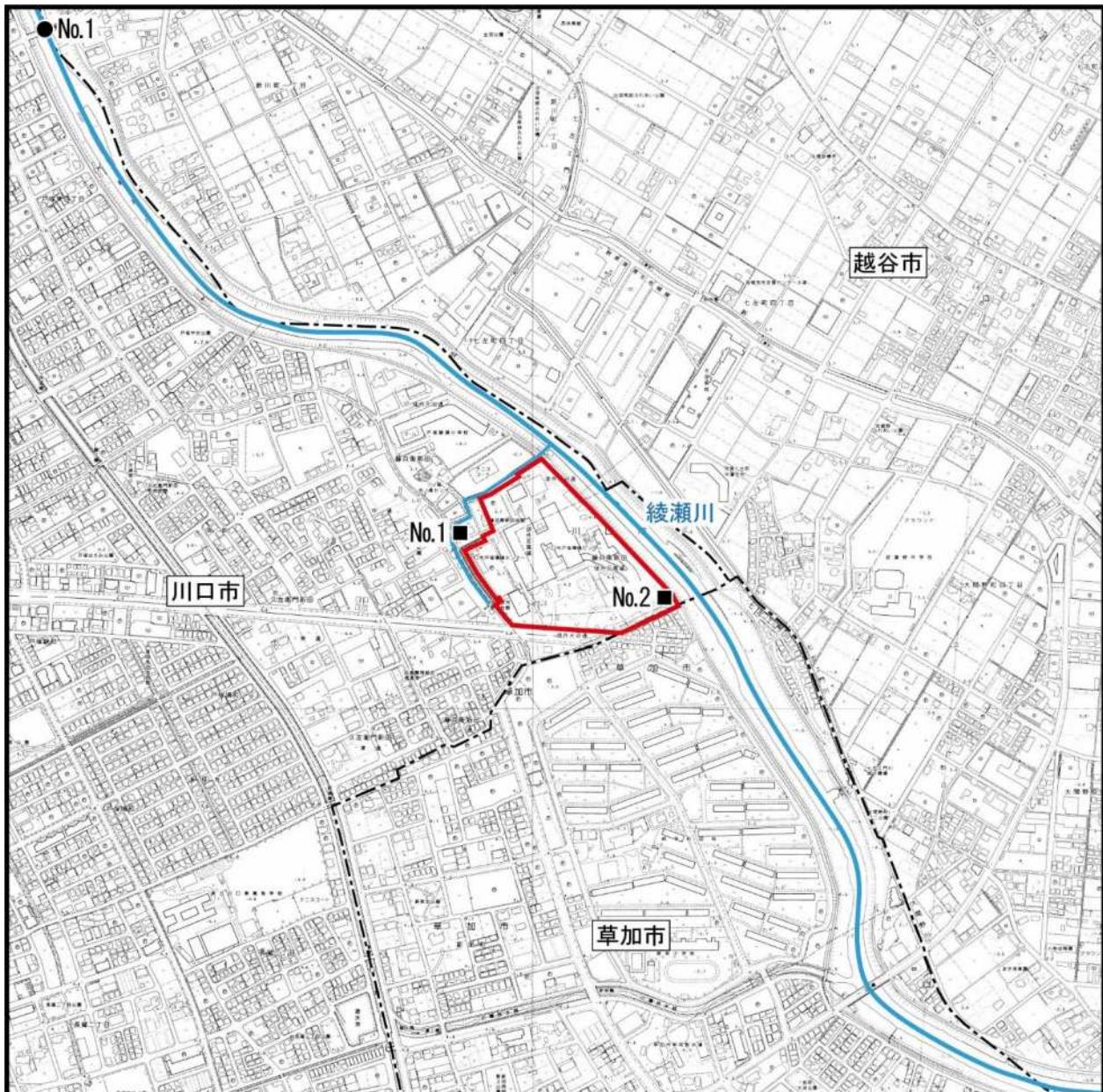


図 12.2-1(4) 事後調査地点図（悪臭）



■ : 対象事業実施区域

----- : 市界

- : 水質調査地点  
(造成等の工事 : No.1, No.2)

注)No.2は仮設沈砂槽等からの排水口とするが、位置は未定である。

- : 地下水調査地点  
(造成等の工事 : No.1, No.2)



0 100 200m  
1/10,000

図 12.2-1(5) 事後調査地点図（水質、地下水）



図 12.2-1(6) 事後調査地点図（土壤）



図 12.2-1(7) 事後調査地点図（動物、植物、生態系）

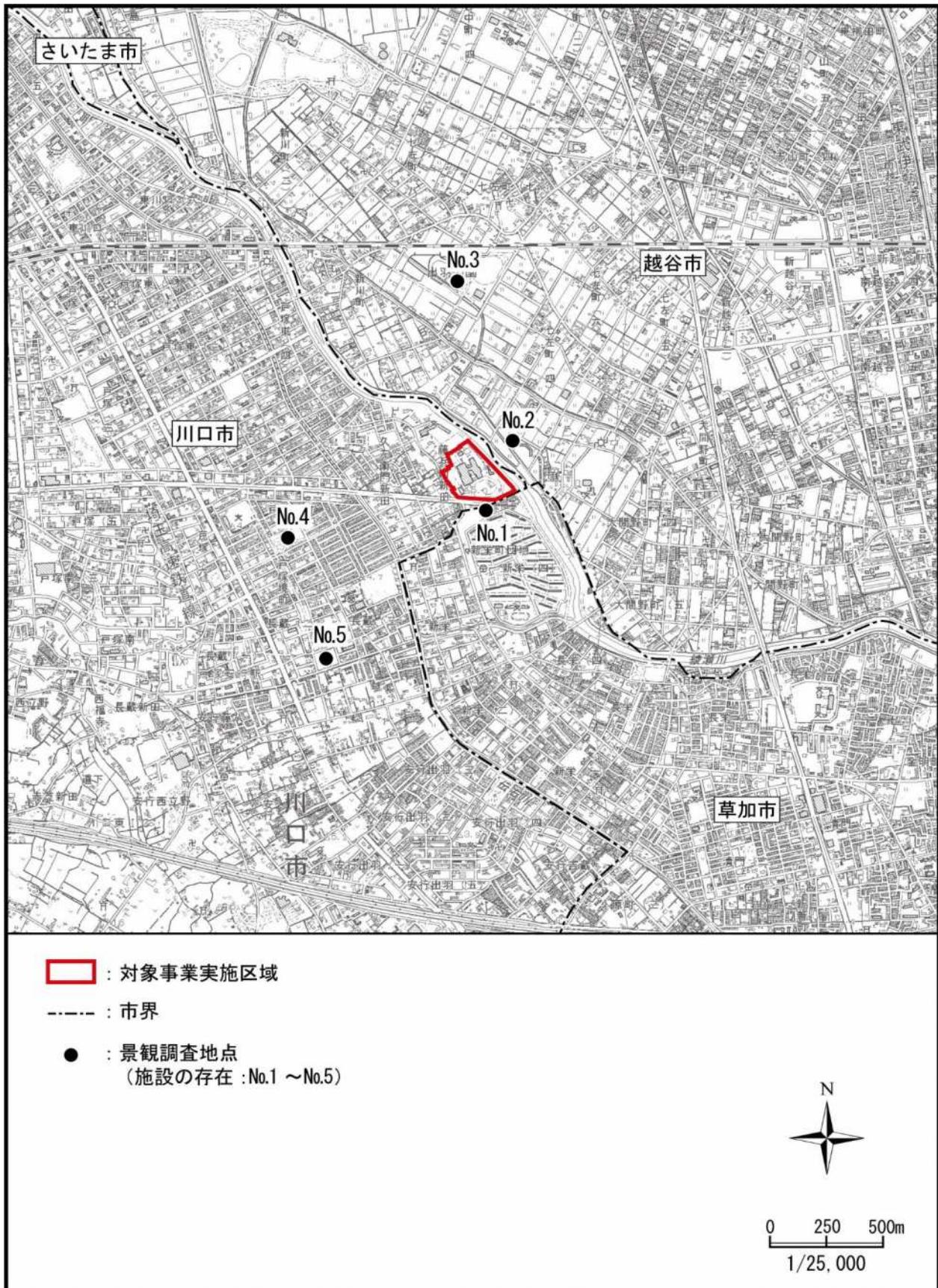


図 12.2-1(8) 事後調査地点図（景観）

表 12.2-14 事後調査の工程

項目	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
解体工事	解体工事（東棟その他）		↔			→							
	解体工事（厚生会館）								↔				
新設工事	新設工事（管理棟・収集業務事務所）	↔											
	新設工事（新粗大ごみ処理施設）			↔	(試運転)								
	新設工事（新焼却処理施設）				↔			(試運転)					
	新設工事（その他施設）	↔	↔	↔		↔	↔	↔					
	新設工事（外構工事）			↔	↔	↔	↔	↔					
	新設工事（環境啓発棟）				↔	↔	↔	↔					
	新設工事（プラント設備工事（焼却処理施設））					↔							
	新設工事（プラント設備工事（粗大ごみ処理施設））				↔								
	新粗大ごみ処理施設の稼働												→
	新焼却処理施設の稼働								(試運転) →	同時稼働時	同時稼働時	単独稼働時	→
事後調査	(1) 大気質 【工事中】	・建設機械の稼働によるピーク時期：7日間連続 ・資材運搬等の車両の走行によるピーク時期：7日間連続							【同時稼働時】			【単独稼働時】	
	【存在・供用時】								・施設の稼働：四季7日間連続 ・自動車等の走行：四季7日間連続			・施設の稼働：四季7日間連続 ・自動車等の走行：四季7日間連続	
	(2) 騒音・低周波音 【工事中】	・建設機械の稼働によるピーク時期：平日8時～18時連続 ・資材運搬等の車両の走行によるピーク時期：平日6時～22時連続						【同時稼働時】			【単独稼働時】		
	【存在・供用時】							・施設の稼働：平日・休日各24時間連続 ・自動車等の走行：平日6時～22時連続			・施設の稼働：平日・休日各24時間連続 ・自動車等の走行：平日6時～22時連続		
	(3) 振動 【工事中】	・建設機械の稼働によるピーク時期：平日8時～18時連続 ・資材運搬等の車両の走行によるピーク時期：平日6時～12時連続						【同時稼働時】			【単独稼働時】		
	【存在・供用時】							・施設の稼働：平日・休日各24時間連続 ・自動車等の走行：平日7時～19時連続			・施設の稼働：平日・休日各24時間連続 ・自動車等の走行：平日7時～19時連続		
	(4) 悪臭	【存在・供用時】						【同時稼働時】	・夏季及び冬季各1回		【単独稼働時】	・夏季及び冬季各1回	
	(5) 水質	【工事中】	【造成等の工事時期】 ・漏水の発生する路線毎年1回										
	(6) 地下水	【工事中】	【掘削作業を伴う工事の実施時期】 ・四季毎に各1回										
	(7) 土壌	【工事中】	【掘削残土の搬出時期の期間中】						【同時稼働時】 ・1回		【単独稼働時】 ・1回		
	【存在・供用時】												
	(8) 動物	【工事中】	【造成工事等の開発時期】 ・1年間（4回程度）他						【同時稼働時】 ・1年間（4回程度）他		【単独稼働時】 ・1年間（4回程度）他		
	【存在・供用時】												
	(9) 植物	【存在・供用時】						【同時稼働時】 ・開発項目に応じた適期		【単独稼働時】 ・開発項目に応じた適期			
	(10) 生態系	【工事中】	【造成工事等の開発時期】 ・1年間（4回程度）他					【同時稼働時】 ・1年間（4回程度）他		【単独稼働時】 ・1年間（4回程度）他			
	【存在・供用時】												
	(11) 景観	【存在・供用時】						【新設完了後】 ・更多1回					
	(12) 廃棄物等	【工事中】	【工事期間中】						【同時稼働時】 ・施設の稼働が定常状態1年間		【単独稼働時】 ・施設の稼働が定常状態1年間		
	【存在・供用時】												
	(13) 温室効果ガス等	【工事中】	【工事期間中】						【同時稼働時】 ・施設の稼働が定常状態1年間		【単独稼働時】 ・施設の稼働が定常状態1年間		
	【存在・供用時】												

注) 事後調査の実施期間は、現時点での想定であり、工事の進捗状況により変更する可能性がある。

### 12.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、測定データを検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である川口市が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

### 12.4 事後調査の実施体制

#### 12.4.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中については、工事期間終了後、新焼却処理施設の稼働時の段階で、存在・供用時については、新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時と新施設の単独稼働時に分けて、それぞれの調査終了後に提出するものとし、提出時期は表 12.4-1 に示す予定とする。

表 12.4-1 事後調査書の提出時期（予定）

工事中	工事期間（～令和 11 年度前半）の終了後、速やかに提出するものとし、令和 11 年度末を目安とする。
存在・供用時	[新施設と既存施設（西棟）の同時稼働時] 同時稼働時期間（令和 11 年度～令和 13 年度）の終了後、令和 14 年度の早い段階とする。 [新施設の単独稼働時] 新施設の単独稼働時の調査終了後（令和 15 年度）令和 16 年度の早い段階とする。

#### 12.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である川口市が実施する。